貝塚市男女共同参画計画（第４期）コスモスプラン　概要版

令和５（2023）年３月　貝塚市

計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進展や人口減少、家族形態の変化など、社会状況が急速に変化しています。

このような社会情勢に対応する上で、男女が性別にかかわりなく、ともにその能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題です。

貝塚市では、平成５（１９９３）年に「貝塚市女性問題行動計画 コスモス女性プラン」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みを行ってきました。

このたび、平成２５（２０１３）年度から令和４（２０２２）年度までを期間とした「貝塚市男女共同参画計画（第３期）コスモスプラン」（以下、「第３期プラン」という。）の満了にあたり、今後の本市における男女共同参画に関する取組みを計画的に推進するため、新たに「貝塚市男女共同参画計画（第４期）コスモスプラン」を策定します。

計画の位置づけ・期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に基づく市の男女共同参画計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」に規定された市町村推進計画として位置づけます。

策定にあたっては、「貝塚市第５次総合計画」をはじめとした本市の各種計画との整合を図るとともに、国の「第５次男女共同参画基本計画」や府の「おおさか男女共同参画プラン（２０２１－２０２５）」などの内容を勘案しています。

本計画の期間は、令和５（２０２３）年度から令和１４（２０３２）年度までの１０年間とします。ただし、今後の国内外及び市政を取り巻く社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

計画の基本理念

本計画の基本理念については、今後も継続的に取組みを推進していくという観点から、第３期プランを踏襲し、下記の通りとします。

互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、元気な貝塚市

計画の体系

基本理念：互いを尊重し、個性や能力を発揮できる、元気な貝塚市

基本目標１．人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

今後の取組み１．男女共同参画意識を高めるための啓発・学習機会の充実

今後の取組み２．学校等における男女共同参画の推進

今後の取組み３．多様な選択を可能にする生涯学習の推進

基本目標２．あらゆる分野への女性参画の推進

今後の取組み１．政策・方針決定の場への女性の参画の促進

今後の取組み２．防災分野における男女共同参画の推進

今後の取組み３．地域活動における男女共同参画の推進

基本目標３．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

今後の取組み１．仕事と生活の調和に関する意識啓発

今後の取組み２．女性活躍推進のための支援の充実

今後の取組み３．多様な働き方への支援の充実

今後の取組み４．仕事と家庭、地域活動等との両立支援

基本目標４．健康で安心して暮らせるための環境の整備

今後の取組み１．すべての人が安心して暮らせるまちづくりの推進

今後の取組み２．生涯にわたる心とからだの健康保持

基本目標５．あらゆる暴力の根絶

今後の取組み１．暴力と人権侵害を許さない意識づくり

今後の取組み２．被害者支援の充実

今後の取組み３．虐待防止対策の推進

今後の取組み４．ハラスメント対策の推進

基本目標１　人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行の見直しを図るために、効果的な啓発活動を進めるとともに、男女共同参画に関する講座の開催等に努めます。

また、次世代を担う子どもが、個性を尊重されるとともに、主体的に将来を選択できるよう、それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことができる教育・保育の充実に向けて取組みを進めるとともに、教職員への研修や保護者への啓発等に努めます。

１．男女共同参画意識を高めるための啓発・学習機会の充実

具体的施策

（1）男女共同参画に関する情報や学習機会の提供

（2）市職員の男女共同参画意識の向上

（3）性の多様性に対する理解促進

２．学校等における男女共同参画の推進

具体的施策

（1）認定こども園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

（2）多様な選択が可能な進路指導と生徒指導

（3）教職員に対する男女平等教育の研修の実施

（4）保護者への男女共同参画の働きかけ

３．多様な選択を可能にする生涯学習の推進

具体的施策

（1）多様な生き方を支える生涯学習の推進

（2）地域団体などへの男女共同参画に関する研修の実施

目標値

指標：男女の固定的な役割分担の見直しが「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：32.5％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：50％

指標：女性が仕事や地域活動に参加することに対する家族の理解が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：40.5％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：70％

基本目標２　あらゆる分野への女性の参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画は、持続可能で多様性に富んだ、活力ある社会の形成のために必要不可欠であることから、女性登用の働きかけやポジティブ・アクションの推進等、女性参画の拡大に向けた取組みを推進します。

１．政策・方針決定の場への女性参画の推進

具体的施策

（1）審議会・委員会などへの女性の参画の促進

（2）地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進

（3）企業における女性の管理職等への登用の促進

（4）市職員・教職員の女性管理職への登用促進

２．防災分野における男女共同参画の推進

具体的施策

（1）防災・災害復興対策における男女共同参画の推進

３．地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策

（1）地域活動に参加・参画できる環境づくり

目標値

指標：審議会等委員に占める女性の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：25.2％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：35％

指標：市職員の管理職（課長補佐級以上）における女性の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：26.8％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：30％

指標：小中学校教職員における女性管理職の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：15.6％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：30％

指標：自治体、ＰＴＡ、職場において重要事項を決める会議への女性参画が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：34.3％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：70％

基本目標３　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民一人ひとりが、自身が望むワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事と子育て・介護の両立支援、柔軟な働き方の推進、女性の就業の拡大等に努めます。

１．仕事と生活の調和に関する意識啓発

具体的施策

（1） 男女の平等な労働観づくり

（2） 職場における関連法令の周知・順守

２．女性活躍推進のための支援の充実

具体的施策

（1）女性の能力開発及び研修の推進

（2）女性の再就職支援

（3）男女の均等な採用の促進

（4）女性の起業に対する支援

（5）農林業及び個人事業における男女共同参画の推進

３．多様な働き方への支援の充実

具体的施策

（1）短時間労働者の労働条件向上のための働きかけ

（2）労働相談窓口の充実

（3）過労働の防止

（4）多様な働き方に関する情報提供

４．仕事と家庭、地域活動等との両立支援

具体的施策

（1）仕事と子育ての両立支援

（2）仕事と介護の両立支援

（3）仕事と地域活動の両立支援

（4）男性にとっての男女共同参画の推進

（5）市職員・教職員に対する仕事と子育て等の両立支援

目標値

指標：職場での配置昇進などに対する男女格差の解消が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：26.4％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：50％

指標：就業の機会について男女が「平等である」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：16.1％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：30％

指標：男性市職員に対する育児休業の取得率

現状値（調査時期：令和３（2021）年度）：20.0%

目標値（令和１４（２０３２）年度）：30％

指標：男性に対する子育て支援施策が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：18.5％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：30％

基本目標４　健康で安心して暮らせるための環境の整備

高齢者、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭、外国人等については、経済的リスクや生きづらさ等により社会的に困難な状況に陥りやすく、女性であることでより厳しい状況になっている場合があります。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援体制の充実を図るとともに、複合的な悩みにも対応できる相談支援の強化に努めます。

すべての人が生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会の推進の基盤となるものです。ライフステージに応じた健康づくりの支援に取り組むとともに、身体や性についての正しい知識をもち、互いを理解し合えるよう、知識の普及等に努めます。

１．すべての人が安心して暮らせるまちづくりの推進

具体的施策

（1）高齢者への支援の充実

（2）障害者への支援の充実

（3）子育て家庭への支援の充実

（4）ひとり親家庭への支援の充実

（5）外国人への支援の充実

（6）誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

２．生涯にわたる心とからだの健康保持

具体的施策

（1）各世代に応じた健康対策の推進

（2）薬物被害等の予防・防止に関する啓発

（3）性に関する情報の提供

（4）妊娠・出産等にかかわる支援の充実

（5）こころの健康づくりにかかわる支援の充実

基本目標５　あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の防止に向け、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発に取り組むとともに、被害者の相談から保護、自立支援までの包括的かつ切れ目のない支援に向け、関係機関との連携・協働による支援力の向上に努めます。

１．暴力と人権侵害を許さない意識づくり

具体的施策

（1）あらゆる形態の暴力の防止に向けた意識啓発

（2）子ども、若者への予防啓発の推進

２．被害者支援の充実

具体的施策

（1）相談体制の充実

（2）被害者自立のための支援

（3）関係団体との連携

（4）庁内の連携体制の強化

３．虐待防止対策の推進

具体的施策

（1）児童虐待等への対策

（2）高齢者虐待への対策

（3）障害者虐待への対策

４．ハラスメント対策の推進

具体的施策

（1）就労の場におけるハラスメントの防止対策

（2）教育の場におけるハラスメントの防止対策

目標値

指標：配偶者や恋人にされた・した行為がＤＶにあてはまると知っている人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：45.0％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：70％

指標：ＤＶ被害者のための相談体制が「進んでいる」・「少し進んでいる」と答えた人の割合

現状値（調査時期：令和４（２０２２）年）：19.7％

目標値（令和１４（２０３２）年度）：40％

貝塚市男女共同参画計画（第４期）コスモスプラン　概要版

発行年月：令和５（２０２３）年３月

発行：貝塚市

編集：都市政策部　人権推進課

〒５９７-８５８５

大阪府貝塚市畠中１-17-1

TEL：０７２-４３３-７１６０

FAX：０７２-４３３-７５１１